

## IASB/FASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

### 2014年6月に開催された保険契約に関する IASB会議の概要



2014年6月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下に関する再審議を行いました。

- 観察可能なデータがない場合の割引率の決定
- 再保険契約の利得の非対称な取扱い
- 保険契約の集約レベル

また、有配当契約について、IASBスタッフが今後の検討の方向性を示しました。

## 1. 観察可能なデータがない場合の割引率の決定

2013年に公表された公開草案「保険契約」(ED/2013/7)(以下、「2013年公開草案」)では、保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、当該キャッシュフローの特徴を反映した現在の割引率であり、かつ、観察可能な市場レートと整合的な割引率であるとされています。割引率の決定方法として特定の方法是提案されていませんが、ガイダンスが提供されており、トップダウン・アプローチまたはボトムアップ・アプローチのいずれかを用いて割引率が決定される可能性があります。この2013年公開草案の提案について、割引率を決定することは実務上困難であるというコメントや、例えば保険契約のキャッシュフローが、性質が類似する資産についての市場データが十分に観察可能な期間を超えて生じる場合にどのように割引率を決定するのかについて追加のガイダンスが必要であるというコメントが寄せられました。そこでIASBは、市場データがない、またはほとんどない場合にどのように割引率を決定するのか、及び適切な負債の割引率を決定するために観察可能な資産利回りにどのように調整を加えるのかについて追加のガイダンスを提供するか否かについて検討しました。

IASBスタッフは、以下を提案しました。

- 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する(2013年公開草案の原則を確認)。
- 当該割引率を決定する際、企業は以下の事項について判断を用いることになるという追加のガイダンスを提供する。
  - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。
  - その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

## 2. 再保険契約の利得の非対称な取扱い

2013年公開草案は、出再契約の履行キャッシュ・インフロー(例:再保険による回収及び出再手数料)にリスク調整を加えたものが、履行キャッシュ・アウトフロー(例:出再保険料)を超える場合には、出再契約の当初認識時において契約上のサービス・マージンを認識することを提案しています。当初認識後における将来キャッシュフローの変動は、契約上のサービス・マージンがゼロにならない範囲で、契約上のサービス・マージンの調整として会計処理されることとなります。2013年公開草案に対するコメント回答者は、例えば、元受契約が不利な契約であるが、出再契約は契約上のサービス・マージンが計上されるケースでは、元受契約と出再契約の取扱いが非対称となり、両者の経済的関係を適切に表示しないと指摘しました。

IASBスタッフは、以下を提案しました。

- 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積もりの変動が即時に損益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積もりの変動は損益に認識しなければならない。
- 上記は保険料配分アプローチが適用される再保険契約についても適用される。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

### 3. 保険契約の集約レベル

#### (1) 会計単位とポートフォリオの定義

2013年公開草案は、保険契約の認識及び測定について単一の集約レベルを規定しておらず、保険契約の特定の要素を測定する際の原則を定めるとともに、それらの原則を満たすために必要な集約レベルについて示しています。2013年公開草案に対するコメント回答者の多くが、異なる集約レベルを適用する方法が不明確であり、明確化と追加ガイダンスを求めました。また、ポートフォリオの定義においてプライシングの類似性を求めている点について、事業の管理レベルよりも集約レベルが過度に狭くなるのではないかという懸念を示すコメントもありました。

IASBスタッフはこれらのコメントについて検討し、以下を提案しました。

- 当初認識時における契約上のサービス・マージン又は損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせないことを明確化する。企業は契約の当初認識時において、当該契約が不利な契約か否かを決定するために、事実及び状況を検討する。
- ポートフォリオの定義を修正し、プライシングの参照を削除する。
- 当初認識後に損益に認識する契約上のサービス・マージンを決定する際、企業は以下の点が類似する契約を組み合わせることでその目的を達成することができる。
  - 契約上のサービス・マージンの損益認識パターン
  - 当初認識時における契約上のサービス・マージンの金額
  - 契約引受日及びカバー期間
- 保険契約に関する基準書は、個々の保険契約の測定の原則を提供するものであるが、当該基準書を適用するに当たり、その目的に適合する場合には保険契約を集約することができることを明確化する。

IASBは、スタッフの提案に概ね同意し、以下を決定しました。

- 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。
- 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。
- 当初認識時における契約上のサービス・マージン又は損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。
- 当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが上記目的に適合する方法についての例を提供する。

## (2) 割引率の変動による影響の表示

2014年3月にIASBは、割引率の変動の影響を損益又はその他の包括利益のいずれかを用いて表示することを会計方針として選択できること、当該会計方針はポートフォリオ内のすべての契約について適用することを決定しました。この決定について、一部のIASBメンバーは、企業が非常に類似したポートフォリオに対して、会計上好ましい結果を達成するために、異なる会計方針を選択するのではないかと懸念を示しました。

そこでIASBスタッフは、適用ガイダンスにおいて、保険契約のポートフォリオ及び関連する保有資産を考慮して、類似の契約に対して一貫した会計方針を選択し適用することを明確化することを提案しました。

IASBは、IASBスタッフの提案に概ね同意し、IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」に従い、企業は保険契約のポートフォリオ及び関連する保有資産並びにその会計処理方法を考慮して、類似の契約に対して一貫した会計方針を適用することを明確化することを決定しました。

## 4. 有配当契約

### (1) 裏付け資産の持分変動について契約上のサービス・マージンを調整するか

2013年公開草案に対する一部のコメント回答者は、有配当契約について、裏付け資産の企業の持分が変動した場合に契約上のサービス・マージンを調整すべきではないかと提案しました。このコメントについてIASBスタッフは、2014年5月の教育セッションにおいて、裏付け資産の企業の持分が資産管理手数料に等しい(経済的にパフォーマンス・ベースの資産管理手数料である)とみなす見解に立つと、その変動が将来のサービスに関連する場合に契約上のサービス・マージンを調整することになると説明していました。2014年6月の会議でIASBスタッフは、当該見解を前提に、IASBが契約上のサービス・マージンを裏付け資産の持分変動について調整することを求める決定をする可能性があるかと仮定したうえで、裏付け資産の企業の持分が暗に資産管理手数料を示していると考えられる場合とは、次の場合に限られると提案しました。

- 契約者に支払われるリターンは、企業が保有する(企業がこれらの裏付け資産の保有を要求されるか否かに関わらず)裏付け資産から生じる。
- 企業に留保される固定額又は決定可能な最低金額がある。
- 契約者は裏付け資産のリターンの総額の実質的な持分を受け取る。

IASBは、スタッフに対し、上記前提に基づき作業を継続することを指示しました(決定事項はなし)。

#### (2) 損益計上する利息費用を簿価利回りに基づく利率を用いて表示するか

2013年公開草案に対する一部のコメント回答者は、有配当契約の保険負債にかかる利息費用の表示について、簿価利回りに基づく利率を用いることを提案しました。簿価利回りに基づく利率を用いる場合、損益に計上される利息費用の計算利率は、裏付け資産の会計処理方法に基づくこととなります(例:FVTPL金融資産—現在の市場金利、償却原価又はFVOCI負債性金融商品—実効金利、FVOCI資本性金融商品—配当予測を織り込んだ割引率又はリスクフリーの非流動金利)。

IASBスタッフは、IASBが簿価利回りに基づく利率を用いて表示することを決定する可能性があると仮定したうえで、簿価利回りに基づく利率を用いる場合とは、以下の場合に限られると提案しました。

- 契約者に支払われるリターンは、企業が保有する(企業がこれらの裏付け資産の保有を要求されるか、企業が契約者に対する支払の裁量を有しているか否かに関わらず)裏付け資産から生じる。
- 契約者は裏付け資産のリターンの総額の実質的な持分を受け取る。

IASBは、スタッフに対し、上記前提に基づき作業を継続することを指示しました(決定事項はなし)。

## 5. 今後のスケジュール

IASBは、2014年7月の会議において有配当契約に関する審議を継続する予定です。有配当契約に係る決定事項によっては変更される可能性があるものの、有配当契約を除く契約のモデルについての再審議は実質的に完了しました。今後のボード会議では以下の残りの論点について審議する予定です。

- 契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の決定及び契約上のサービス・マージンに係る利息費用の決定に用いる割引率
- 割引率の変動による影響の表示にOCIを使用すること、及び保険料配分アプローチに関連する論点
- 移行措置及び適用日

IASBは、保険契約に関する再審議を2014年中に完了し、2015年前半には最終基準書を公表することを予定しています。

---

## 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人  
IFRSアドバイザリー室  
ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: [azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.